

平成22年8月6日  
財団法人関西社会経済研究所

## 韓国の電子政府や税の電子申告に関する現地調査を実施

今般、財団法人関西社会経済研究所では電子行政や税の電子申告に関して、世界で先進的とされる韓国の制度に関する現地調査を実施いたしました。この研究に関しましては、後日、別途報告する予定ですが、現地調査のヒアリング内容につきまして以下の通り報告させていただきます。

### 1. 調査の目的

将来の消費税の税率見直しや社会保障制度の改革において、所得捕捉と徴税コスト低減のために共通番号制度や電子申告システム活用の必要性重大を指摘する意見が増えている。我が国の事情に合致した制度を検討すべく、先行する韓国の事例から成果や課題を収集する。

### 2. 調査の狙い

- ・韓国電子行政システムの概要と行政効率
  - ・国民の所得や資産把握と徴税に関する問題
- 上記2つの問題を韓国国民番号制度との関係で調査する。

### 3. 参加メンバー

下記の先生方を中心に調査を実施いたしました。

<参加頂いた先生方>

氏名	役職
林 宏昭	関西大学経済学部教授
横山 直子	姫路獨協大学経営情報学部教授
後藤 達也	大阪産業大学経済学部准教授



今回現地調査の団長を務めて頂いた林宏昭関西大学経済学部教授。  
林教授は当研究所で設置している地方行革研究会の主宰です。

#### 4. 日程

下記のスケジュールでヒアリングを実施いたしました。

訪問先には事前に質問項目を送付いたしました。

尚、今回のアポイント取得に際しましては、外務省及び関西経済連合会のご支援を賜りました。

月日	時間	訪問先	面談者
8月2日	16:00～18:00	行政安全部	課長代理他
3日	10:00～12:00	韓国情報化振興院	主席研究員他
4日	10:00～11:20	韓国地域情報開発院	院長他

#### 5. ヒアリング内容の概要

##### <行政安全部>

##### 1. 住民登録番号制度

###### 【住民登録番号制度の機能】

- ・ 最も重要な機能は住民の居住、移動情報の把握により、福祉を能率的に実施できることで、教育など国民の利便性に貢献している。
- ・ また住民管理のツールとしての利用意義もある。租税、兵役など人的資源の有効管理が可能である。
- ・ 第3には、写真や指紋も登録するので、明確な身元確認のツールとなり、人的情報の総合管理により社会秩序の安定に貢献している。
- ・ 最も大きな長所は個人情報に素早くアプローチできること。一方短所は個人情報の漏えいである。



上左：韓国行政安全部がある政府総合庁舎

上右：行政安全部との会議。左側列中央が林宏昭団長

### 【記録事項】

- ・ 基本情報と申告による記録があり、基本情報は氏名、家族関係、戸籍、出生、死亡、生年月日などである。
- ・ 登録は個人別のもので世帯単位のものがある。

### 【管理体系】

- ・ 住民登録は基本的に市道・区で管理している。その下にある最も小さい基礎自治体である邑・面・洞では端末があり、謄本をとったり、申告を行ったりしている。

### 【沿革】

- ・ 1962年に住民登録法ができたことで、それまでの本籍地を中心とした管理から、居住地を中心とした管理に変わった。
- ・ 1968年に第一次改正で、住所の強制登録、75年、第三次改定で登録を満17歳以上に引き下げ、13ケタに。77年の第四次改定で世帯別から個人別に管理するようになった。99年の第七次改定で電算事務処理規定を設け、94年7月から全て電子処理できるようになった。2004年の第13次改定でインターネットで住民登録謄本の発行が可能となった。2005年からはペーパーレス化を行い、全て電子処理を行うようになった。
- ・ 住民登録制度は当初、低高速ネットワークでありファイルで管理していたため、故障が多かった。そこで2003年9月から230の市・郡・区で住民登録説明システムを構築し、高速ネットワークを導入した。その長所は迅速であることと、他の地域の情報も入手できること。つまり市・郡・区だけでは問題があったので、情報を中央で集約し住民登録電算センターを中央で運営することになった。中央電算センターでは各、市・郡・区をバックアップし、共同で利用できるシステムを構築している。
- ・ 2004年から謄本をインターネットで入手できるようになった。
- ・ 2002年4月からは無人発給機を設置し、身元確認手続きをすると、謄本や抄本を入手できるようになった。

### 【住民登録システム構築の概要】

- ・ 住民登録情報システムの目的は①正確な住民管理（データ紛失の防止）、②住民サービスとして利便性の向上、③住民登録の共同利用（行政機関の各部が相互で活用できる）、④各機関の情報連携である。
- ・ 現在住民登録番号は行政安全部だけでなく銀行取引などいたるところで活用されている。より効率を図るように努めている。
- ・ 課税機関にも情報が行くようになっており、未納税者に対して取締官が情報端末から検査して、車の持ち主が税金を払っているかどうか全てその場で確認することが可能である。
- ・ 邑・面・洞から入力された情報を市・郡・区で管理し、要約データベースをサーバーを使い他の市・郡・区で共有する体系になっている。そして中央のメインデータベースに

情報が集められ、①全ての市・郡・区の情報をコピーして管理、②要約資料を生き返らせる機能を持っている。

## 2. 電子納税システム

- ・ 私は徴税情報システムを担当している。私が思うに、韓国は、スピーディーである。日本は体系的ではあるが、ステップバイステップで事務をする必要がある。
- ・ 地方税情報システムは住民と公務員の相互信頼を高めるシステムである。
- ・ 韓国の電子政府に比べて、ヨーロッパやアメリカは、情報化が不十分である。中央政府がコントロールしドライブするのは韓国だけだろう。
- ・ 以前は韓国は広域行政である 16 の市道別に 10 のシステムが乱立していた。これを統合したものが地方税情報システムである。しかし統合に際して、それまで 10 のシステムを開発していた IT 会社からの反発があった。
- ・ ただ、ソウル市だけは、地方税情報システムは使っていない。
- ・ 地方税は賦課のための資料を入手する必要があるが、このシステムでは他の行政機関から容易に資料を得ることができる。
- ・ 1990 年代でも、税金賦課は公務員の手作業によりとることが多く、不正が問題になっていた。これを排除するため中央政府が中心になって基本計画を策定し 2007 年に完成した。2009 年からは We-Tax により、インターネットで納税が可能となった。
- ・ このシステムに投じた予算は 557 億ウォン。地方税情報システムは①公務員標準情報システムと②国民向けの We-Tax で成り立っている。全ての税情報が入力されており、230 の市・郡・区にマスター資料を備えている。
- ・ 標準地方税情報システムは全ての公務員が使っており、地方税 36.3 兆ウォンの内、32.5 兆ウォンをこのシステムにより徴税できている。8 つの地域 29 の情報が全て連携できている。We-Tax では 130 万人が電子納税を利用している。

## 3. 質疑

(Q)

国と地方の自治体が同じ情報システムを活用できているが、ソウルは独自のシステムをつかっているのか？

(A)

住民登録番号関係は、ソウル市も同じものを使っている。ただ地方税は独自システムである。ソウルにも標準システムを使ってもらうように提案しているが受け入れてくれていない。ソウル市は CD-ROM を別に使う必要があり不便である。

(Q)

インターネットの普及率、電子納税の特典は？

(A)

現在、電子納税は全国的に 12% の普及率である。特典は今は適用していないが、今年の下半期から 500 ウォンを差し引くことにしている。

(Q)

住民票の入手は①役所②インターネット③無人端末の方法があるということだが、どれくらいが電子申請になっているか？

(A)

現在は、インターネットが 15%、無人端末が 5%、あと窓口は 80%である。インターネットの利用が低いのは、漢字の支援が今まで出来なかったからであろう。今年から漢字支援ができるのでインターネット利用率が大幅に上がるだろう。

(Q)

インターネット申請で紙の書類がなくなってきているか？

(A)

まだ紙のシーンは多くある。例えば住民票など。しかし行政情報共同利用システムがあるので、各機関間でのペーパーレス化はすすんでいる。

情報共有しているのは 22 項目であり、住民要約データベースが共有されているのでパスポート申請の際も別途住民票を取る必要はない。しかし、学校や裁判所では必要である。銀行は行政安全部から情報提供しようとしている。

(Q)

住民登録番号がないと銀行口座はつけれないか？

(A)

そのとおり、韓国では金融実名制度を導入しており、住民登録番号を確認してから口座開設する。

(Q)

日本では 88 年から口座開設に本人確認を要することになったが。以前の口座はチェックできていない。韓国では以前の口座もチェックしているのか？

(A)

韓国では現在ある口座全てを変換するようにした。その時期に確認できない口座は休眠口座とし、やがては国庫へ繰り入れられた。無記名債券はあることはあるが。



熱心な意見交換を行う先生方  
左から林先生、横山先生、  
後藤先生

(Q)

個人資産情報は把握しているのか？

(A)

それは住民登録番号では無理。別のシステムが必要で、企画財政部の管轄である。国税庁で脱税調査あるので、そういう情報を出そうとはしている。行政安全部の地方税担当が国税庁と連携して、住民登録番号を媒介として資産把握する一つのツールとはなるだろう。

(Q)

We-Tax の決済方法は？

(A)

クレジット決済や銀行引き落としなど様々な方法がある。バーチャル口座もあるし、携帯電話でも可能である。年末に We-Tax を通じて全てを決済できるようになると、これまで国税支払には手数料がかかっていたが不要になる。

(Q)

申告はインターネットでできるのか？

(A)

一部はやっているが、できないものもある。添付資料が必要なものがあるからである。

(Q)

不正に対して、住民との信頼関係の構築への努力は？

(A)

昨年、公務員による横領があった。他人の ID を盗んだものである。そこで昨年からシステムアプローチ制限を強化し、証明書やパスワード、管理者モニタリングを行っている。不正シナリオを 43 種類作って、対処できるようにしている。

電子納税は不正があまりないように考えられるが、以前は不正があったから、標準情報システムを構築し、手作業を排除することになった。中央レベルでコントロールすることで不正を排除しているのである。今後住民が直接端末で作業することで、システムの信頼性が高まると思う。

(Q)

住民登録番号は、年金や介護、低所得者対策などにもつかわれているか？

(A)

そのとおり、それが住民登録番号の長所でもある。個人の情報全て確認できるので保健福祉部で担当している。

(Q)

韓国の電子申請に関して法人の利用率は？

(A)

We-Tax は個人認証が主であり、法人用は MDKI を使うが、私は利用率は把握できていない。今年の 3 月に中小企業庁が中心に在宅起業家が活用する税金納付システムを始めた。

(Q)

効率性が高まっている数字データはあるか？

(A)

住民番号と地方税、別々にある。勤務時間の短縮など、電子政府の本部に問い合わせるとよいだろう。

(Q)

所得情報が必要な行政サービスは何かあるか？

(A)

国民基礎生活受給者と言うサービスや上位者サービス、片親家庭サービスなどがある。その場合は、その人たちの個人資産を把握して所得データを確保して、サービスを実施している。

福祉サービスは所得に連動するので、様々な機関の情報を収集して実施する。例えば自動車税の納付情報、土地保有状態、建築物種類など全て収集して適用できるか確認している。最近始めた希望勤労制度もこれらの情報から把握している。

(Q)

納税していない人は把握できるのか？

(A)

滞納者の情報も還付の情報も入るので、それら情報を連携させて、相殺することも可能である。しかし、実際には情報を把握できていないこともあるので、住民登録番号の家族関係の情報ルートから把握していくことが重要だ。

(Q)

2011年、地方税の改正により地方税納税システムがより重要になってくるのか？

(A)

標準地方税システムのマスターを変更する必要がある。税目が16が11に減ったからと言ってインターネットでやるというより、必要性に駆られてという理由である。

(Q)

就職の時に番号必要か？

(A)

試験をするときに番号を活用していることが多い。

(Q)

12桁が13桁になった理由は？

(A)

チェック番号が必要になったからである。

(Q)

ホームレスや住民票がない人は？

(A)

生まれた時から何らかの理由で番号がない人もいるが、ホームレスになってもその人に指紋があるので、追跡することは可能である。

(Q)

住民登録番号は学術研究に活かされているか？

(A)

保険については、提供してほしいという依頼には応えている。

(Q)

パスポートは基礎自治体で取得可能か？

(A)

125 自治体で取得可能である。

### < 情報化振興院 >

- ・ 当院は 1981 年に電子政府の推進を目的に設立した。政府組織ではないが、情報化促進法に基づいて 2860 億ウォンを投資して設立された。職員は 350 名、院長の下に 8 つの団と一つの経営戦略室を置いている。組織は情報化制度、デジタルインフラ基盤、知識基盤など全ての情報化に関わっている。
- ・ 1987 年に当時は韓国電算院だったが、国際情報化の中期計画を策定し、1990 年に世界から評価を受けた。国連超高速国際ネットワークもすすめた。国連の電子政府ランキングで韓国は今年トップとなったが、そのロードマップを当院で推進してきたのである。
- ・ 活動は国際情報化計画策定と知識情報化社会推進することである。国家知識インフラを全世界に拡散を図っていくのが当院のミッション。
- ・ 日本には当てはまらないが、途上国に対して IT 政策の支援も実施している。カザフスタンやモンゴルに対しては情報コンサルティングも実施、メキシコ、チリ、南アフリカとの間で情報教育推し進めている。海外で情報化ボランティアも派遣している。



情報化振興院における会議

#### 【韓国の電子システムの経緯】

1960 年代後半 仕事にコンピュータ活用が始まる。

1980 年代後半 電算化システム導入（不動産）

1987 年～94 年 住民登録番号制度、ナショナルデータベース構築

1996年～ データベース活用業務の電子化開始。特許、調達、税金の電子化  
2001年～ 11のキー課題を選定し、解決するシステムのインフラ整備  
2003年～07年 政府の情報システム31のプロジェクト推進  
2008年～ 行政安全部が電子政府推進

#### 【成果について】

成果は3つの領域でとらえることができる。

- ①GtoG 情報の透明性と効率性のアップ
- ②GforC インターネット、国民オンライン
- ③高度化したインフラ 電算資源統合、法的体系の整備

#### ①政府の効率性、透明性の側面から

- ・ 公務員の行う全ての手続きが電算化されたこと。システムの活用率は96%。これらは効率性を第一目的としているのではなく、住民が家でサービスを受けることを目指している。物の売り買い、ITバンキングで決済など、情報化は韓国経済の成長の主なエンジンである。
- ・ On-Nara BBSでは、公務員がID・パスワードでアクセスすることはでき、政府の政策決定において、どのような情報を使って検討するか全て確認できるようになっている。このシステムの利用率は96.6%である。
- ・ 住民登録情報を含む情報は国家機関が共有しているので、様々な手続きで住民票や戸籍謄本などを省略している。例えばビザ発給では、03年には7つの書類が必要だったが、07年には書類が不要となった。

#### ②G for C 面から

- ・ 国民電子情報サービスにより、家で税の申告が可能となった（ホームタックス）。またナショナルウェルフェアサービスについては1600の福祉機関が全てつながっている。
- ・ e-Taxによる税の申告率は、03年の39.1%から07年には82.6%に向上している。（We-Taxは、地方税電子決済システムであり、これの普及率は12%）
- ・ 現在、大田市と光州市に政府統合電算センターがあり、2つのセンターでリアルタイムにバックアップ体制が構築されている。国民一人当たり管理サーバーは04年1.8台から、07年には13台に増加している。
- ・ 韓国の電子政府は国連情報化進捗段階（1～4段階）で、第3段階に位置しており、様々な行政手続きがオンラインで完全実行する環境が整っている。2010年に192カ国中で、トップの評価を受けた。この評価を得たのは、政府の確固たる意志が高かったことが大きい。大統領レベルで強いリーダーシップにより、20数年来IT戦略をとってきたことが成果につながっている。電子政府の第一の目的をカスタマーオリエンティッドとしたことも情報化が進んだ要因となっている。

### 【最近進めている情報化の変化】

4つある。

- ①単一個別システム→統合システム
- ②情報化の推進体制について、政府主導から官民協力へ
- ③クリエイティブ面では、これまでの情報蓄積から情報活用へ
- ④個人の成長からコミュニティーの成長につなげる

- ・ 韓国では国家 IT 戦略委員会と行政安全部の2つの大きなドライブにより電子政府が推進され、クリエイティブと信頼性を前提とした社会を構築することを目指している。当院は行政安全部の傘下で、電子政府を実現するインフラ整備、技術的サポートを行っている。
- ・ 韓国の電子政府は6つのゴールを目指しているがその内、3つは、①国家ポータルサービスとして、全ての国民がシングルポイントでアクセスできること、②情報登録や納税などセルフで、ワンストップでできるシステムを構築すること、③情報共有化の拡大として、官内の情報共有から発展して、銀行などの民間のパーソナルサービスでも利用できるようにすること、である。



情報化振興院の皆さん  
(左側の二人)

質疑応答

(Q)

e-Tax に番号はあるのか？

(A)

国税庁は住民登録番号を入力すると、国税庁でアップデート登録されるとともに、国民にかかわる情報と照らし合わせることができる。住民登録情報は、法律、警察などと常に情報共有がなされている。

(Q)

あらゆるサービスがワンストップになっていて便利だが、そのような情報は自治体からも

アクセスできるのか？

(A)

誰でも確認できるわけではない。国税について閲覧できるのはその担当職員のみであり、ID・パスワード管理している。但し、なり済ましによる情報漏えいなどの懸念もあり、I-PINシステムなど、住民登録番号の他の認証番号登録をする方法を検討しているところである。

(Q)

警察もこのシステムを利用できるのか？

(A)

警察でも全ての情報が見れるわけではない。国民の情報乱用など逆効果を見過ごすことはできない。国税庁はあくまでも申請ベースで、正しいかどうか判断するために見るだけである。

今後は、必要な情報だけにアクセスできるような方法を検討していきたい。ワンストップサービスではその点、注意を要することである。

(Q)

国民はどんな情報が登録されているか分かっているのか？

(A)

それはわからない。住民登録番号で知ることができるのは 170 種類の情報である。ここに税金が入るともっと増えるが。

(Q)

反対するの国民はどの程度いるか？

(A)

反対する国民は確かに多い。例えば教育情報システムでは、成績をオンライン化しようと試みたが教員などの反対にあった。

各省庁間でも意見の対立がある。その場合は大統領直属の情報化推進委員が各省庁の大臣の利害関係を調整して、継続的に交渉している。

(Q)

政権交代により、変化があったか？

(A)

小さな変化はあったが、電子政府の目標はゆるぎない。盧武鉉(ノ・ムヒョン)大統領は電子政府について国民の参加を推進し、作って終わりではないことを強調していたし、李明博(イ・ミョンバク)大統領もプライベート情報を官と共有する必要性を感じている。従って大きな目標は同じで、少しずつ進化している感を受ける。

(Q)

利便性は大切だが、政府管理の負の部分もあるだろう。効率化が前面に出ていることで反対意見はないのか？

(A)

情報システムはこれまで政府主導ですすめられてきた。だから逆効果も指摘されている。今は、そうしたことを踏まえて、需要者ニーズを第一に考えた活用中心に軸足を置くよう

にしている。

(Q)

公務員の仕事が代替されることで、人件費などの削減効果の情報はあるか？

(A)

G to C、G for C の窓口業務の削減効果などのデータは後日メールで送りたい。

(Q)

日本では e-Tax が推進できていない。どのようにすればよいか？

(A)

e-Tax は所得申告のシステムであるが、最初は簡単ではなかった。税務署に別部屋を設けてそこで e-Tax 端末設置し、活用してもらった。数年間続けると、その便利さを国民が実感するようになった。国も教育活動を行っていることが大きい。

e-Tax 導入は 2003 年～2007 年にかけて構築していった。2003 年は医療情報が盛り込まれていなかったのが不便であったが、2007 年には自動的に情報が載ったので使いやすくなった。今は携帯から PIN ナンバーなどを入力して利用できる。あくまでも使いやすくなったことが、ユーザーの心をつかんだと考える。

(Q)

付加価値税の申告にも利用できるか？

(A)

付加価値税の申告も可能である。

(Q)

仕入れや販売の記録も可能か？

(A)

そこまではわからない。あくまでも申告ベースなので。

(Q)

国税庁と連携しているのか？

(A)

直接関わっているわけではない。ホームタックスについて国税庁といっしょに具現化に努めたが。

(Q)

インフラ施設の情報化をされているか？

(A)

推進している。自治体の持っている GIS データを行政情報と具現化し、危険要素全て統一している。

(Q)

電子カルテは普及しているか？

(A)

医療規格は 1 次～3 次あって、3 次医療規格は電子カルテになっている。医療記録は非常にデリケートである。だから電子カルテをいくらでも共有できるわけではない。健康管理

相談などで記録しているが、特定の業務管理者しか見れない。他の目的で閲覧できなくなっている。

(Q)

住民登録番号のカバー率は 100%か？

(A)

ほぼ 99%あると思う。犯罪者は抹消しているが、特定期間後、申請すれば発行される。韓国では番号がないと銀行取引も住宅の購入も出来ないのが不便であり、それが登録のカバー率を上げている。出生後 1 カ月以内に登録しないと罰金制度もある。

(Q)

定期的にチェックをしているのか？

(A)

あくまでも申告ベースである。但し、3 年ごとに実態調査を行っている。

(Q)

行方不明になった場合はどうするのか？

(A)

特に何の措置もとらない。あくまでも調査なので、実態と異なっても罰則はない。異なる住所で生活することも、できないことはない。子どもの教育のために別の住所に登録する人もいる。しかし、政治家はそのような不正な届をすると発覚した時に政治生命が絶たれるリスクがある。

(Q)

①韓国情報化振興院 (NIA) では国の予算で運営されているのか？

②国からはアドバイスを受けることになるのか？それとも政府から命令で運営されているのか？

(A)

①100%国からの予算で成り立っている。

②アドバイスと命令の両方の場合がある。プランニングも予算執行もする。政府が打ち出した方針に対して、当院は民間に対して、あるいは共同してオーガナイズしている。方針に対しても当院がアイデアを出す場合もあるし、トップダウンで降りてきた方針を実践に移す場合もある。

当院の現在のトップは学界から来た人。職員は出向ではなく、プロパーである。

## <地方情報開発院>

### 1. 院長との意見交換

- ・ 当院は行政安全部と 16 の自治体（市道）からのお金を得て運営している。自治体への情報化支援がメインの事業である。
- ・ 韓国は電子政府のレベルでは国際的によい評価を得ているが、韓国の公務員は行政効率が良いとは言えないと聞いている。私（院長）は公務員として 35 年間勤務し、2 年前

に当院に着任した。公務員の時代は総務省で中央人事を担当していた。その際、日本からいろいろと学ばせてもらった。

- ・ 韓国でも中央と地域自治体で重複業務が多い。80%が重複していると言われている。市が統合した方が、国民にとってベターである。最近3つの市の統合計画が推進されたが、7月1日に、1つが実現され、110万の人口を有する市が誕生した。この合併は中央からの押し付けではなく、自治体サイドからの自発的合併であった。
- ・ 韓国は基礎自治体が230しかなく日本と比較して少ないので電子化はしやすかったかもしれない。基礎自治体の下の邑・面・洞までは、まだ電子化がされていない。ここまで電子化するにはお金がかかりすぎる。
- ・ 電子化までは、各自治体がそれぞれ別システムを保有していたが、電子化で中央に集中することになった。データベースは各自治体が保管している。大田市と光州市にある統合電算センターにはハードウェアだけがあり、業務ソフトウェアは各業務機関が保有している。



地域情報開発院の鄭澤炫院長

(Q)

様々なシステムを中央が統合していったのか？

(A)

韓国の自治体の電子化率は95%、共通法律システム80%の業務領域が統合されている。税制システムは自治体が独自に作っていたが、今は90%が共通システムを使っている。

(Q)

システム構築の入札は？

(A)

全てのシステム構築に際して、調達庁が自由公開入札で、業者を決定した。

## 2. 会議

- ・ 当院は、16の市道から支援を得て、1998年に設立した。職員は111名で、自治体からの派遣もいる。

### 【主要事業】

- ①国家標準システム、地方財政システムなどを管理している。
- ②自治体共同管理システムは各自治体の要望により、当院で開発している。
- ③公共 IP サービスシステムを自前で構築しており、国際標準の ISO20000 を取得して情報化の機関評価が高まっている。
- ④電子地方システムにおいて、24 時間、365 日災害時対応やサイバーテロ対策を実施している。
- ⑤情報化地方基本計画の策定に際し、地方への支援を行っている。
- ⑥行政システム情報を 2 年に 1 回確認している。

### 【地方税情報システムについて】

- ・ 2004 年から地方税情報化事業を策定しており、現在 207 の機関に普及している。
- ・ 全国標準地方税の推進体系としては、行政安全部が政策策定を行い、当院で委託を受けて、専門事業者を選定し、維持管理している。このシステムを活用するのは自治体だが、自治体から年 2 回、ユーザーとしての意見を集約し、システムの改善を進めている。
- ・ 年間投資予算は国家からと、地方自治体からそれぞれ 50% である。この予算は事業とシステム開発に使用している。
- ・ システムの主な機能は①地方税の賦課と徴収、②分析、③インターネット電子システム納税サービスの運営、④国税庁との情報共有、である。
- ・ 2009 年の推進実績は、インターネットによる電子納税が 24 時間 365 日利用できるようになったことである。
- ・ 今年の重点的課題は地方税の分析手法の改善である。地方税の滞納管理において、差し押さえ不動産の競売や、モニタリングを電子決済できるよう強化検討している。
- ・ 今後地方税の改正が予定されており、16 の税目が、2011 年 1 月から 11 に縮小される。それに伴い、地方税情報システムを再開発することになる。



地域情報開発院における会議

### 3. 質疑応答

(Q)

日本の立地情報センターとの交流があるとのことだが、国から地方への補助金の計算もしているのか？

(A)

当院にはそのような機能はない。

(Q)

どの地域も同じ地方税システムでいいのか？

(A)

今、ソウル市だけは独自システムを有しているが、それ以外の自治体は行政安全部が開発した共通システムを利用している。

(Q)

日本は地域によって税制が異なるが…。

(A)

基本的に政府標準システムで対応している。自動車税は曜日制度があり、自治体によって税が異なる。また地域開発税も自治体によって違う。地域の特徴を反映して、税率の違いも当院でシステム化している。

(Q)

日本では事業が複数自治体に及ぶ場合、全ての自治体に各々申告する必要があるが、韓国ではどうか？

(A)

韓国も日本と同じである。

(Q)

企業の申告書類は共通か？

(A)

共通である。法人が We-Tax 使うと共有できる。

(Q)

We-Tax はどの税も使えるのか？

(A)

地方税は全て可能である。

(Q)

地方財政のコンサルティングもやっているのか？

(A)

地方税のコンサルはやっていない。それは行政安全部の仕事である。当院では情報システムの運営をやっている。しかし We-Tax で、各担当者が分析して判定していることはある。税収予測推計システムも構築しており、中央政府が担当者と共同で、そのシステムを活用して分析することになる。私たちはその支援を行う。

(Q)

スマートフォンの活用など、ユーザーからの要望への対応は？

(A)

運営討論会で協議し、反映できるものは反映している。改善や追加の提案もある。スマートフォンはソウル市で先行開発しているが、ユーザーの要望が大きいため、標準化しようとしている。当院は納税の便宜性を図ることが最大の目的である。

(Q)

滞納管理、差し押さえは各自治体が行っているのか？

(A)

おっしゃるとおり

(Q)

行政効率化の効果を数字で表したものはないか？

(A)

今はない。行政安全部で事業計画を策定しているため、データがあるとすれば行政安全部だろう。

(Q)

日本では情報化については、人件費の削減が注目されるが、韓国では情報化の目的は何か？

(A)

人件費はデリケートな問題である。韓国では人件費の削減はモチベーションの低下につながるため、むしろ効率化に主眼を置いている。行政側の効率化による人件費削減と言うよりは、市民ユーザーサイドからの時間の削減を第一に考えている。

## 6. その他

### (1)清溪川復元プロジェクト

会議の合間にソウル市中心部を流れる清溪川に立ち寄りしました。

この市街地河川は、2003年からの復元工事によりかつての流れを取り戻したものです。自然復元と中心市街地の賑わい創生を両立した公共事業として有名です。

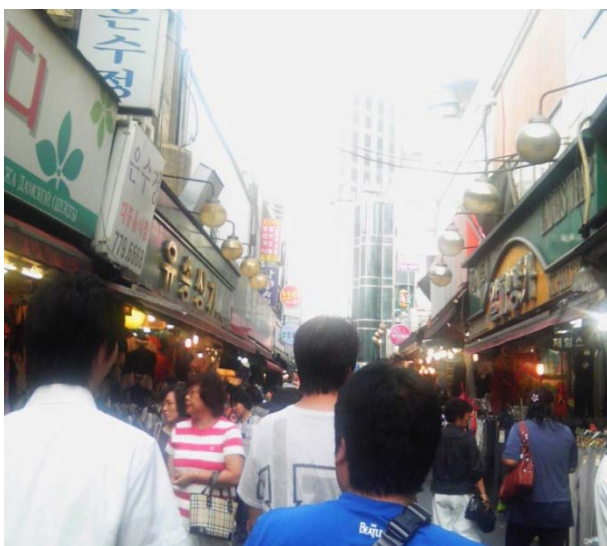
平日の昼間にもかかわらず多くの市民が集まっています。



清溪川を視察される  
横山先生

## (2) 南大門市場

南大門市場は東大門市場と並ぶソウルの二大繁華街のひとつと言われます。今回宿泊したホテルは訪問先の官庁へのアクセスの近さから選択しましたが、そのホテルからも徒歩圏のところであり立ち寄りしました。所謂「路面店」中心である点が、高層ビルが多い東大門と異なるとの事。路面店で賑わいを生みだしている点は、関西各地で取り組んでいる賑わい創生や商店街振興策事業などへの示唆も多いのではと感じました。



年末の黒門市場やアメ横並の賑わいを見せる南大門市場。道行く買い物客の後ろ姿にもヴァイタリティが感じられました

## (3) ソウル市内の食堂

会議の合間では市内の食堂で昼食をとりました。下中央の写真にあるチゲが日本円換算で500円以下の価格でした。日韓の物価水準の違いを考慮しても安いと感じました。



以 上